

聴覚に障がいがある方々の日常生活や社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を目的に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。

手話通訳者・要約筆記者を 派遣します

【派遣対象の内容】

- 1.生命・健康・医療保健に関すること
- 2.司法に関すること
- 3.児童等の教育・保育に関すること
- 4.労働と雇用に関すること
- 5.地域及び住宅に関すること
- 6.人間関係に関すること
- 7.文化と教養に関すること
- 8.社会生活に関すること
- 9.手話の普及啓発に関すること
- 10.その他福祉事務所長が認めるもの

※対象外の内容

宗教行為(冠婚葬祭を除く)、又は政治活動に関わる事項、営利を目的とした事項。



無料でご利用頂けます！
お気軽にお問合せ下さい。



★問い合わせ・申請先

〒066-0042
千歳市東雲町1丁目11番地
千歳市社会福祉協議会



TEL 0123-27-2525
FAX 0123-27-2528

千歳市社会福祉協議会の
ホームページがご覧いただけます。



～よく聞こえない。聞き取りにくい時には～

受診の際も
ご利用下さい

要約筆記があります

最近テレビの音がよく聞こえない……
話している時、相手の声がよく聞こえない…
二人以上で同時に話すと聞き取りにくい……
こんな経験はありませんか？



★耳の聞こえが悪くなった。聞こえなくなったという時のコミュニケーションの方法に要約筆記があります。

★要約筆記(ようやくひつき)とはその場で話している内容をまとめて書いて伝える方法です。

★要約筆記には、次の方法があります。

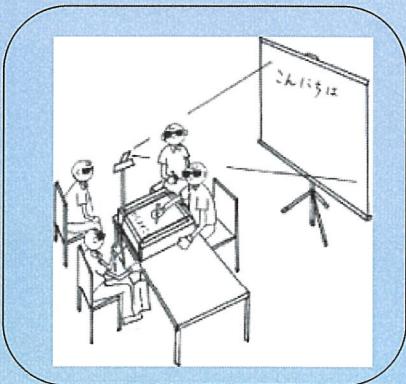
①利用者が1～2名の時…

病院受診、父兄参観、面談、各種手続きなどの時は要約筆記者が横に座ってノートなどに書き、それを読んでいただきます。(ノートテイクという方法です)



②利用者が多数の時…

講演会や会議などの時は、3～4名の要約筆記者が書いた物を機材を使いスクリーンに大きく写し出して読んでいただきます。



守秘義務がありますので安心してご利用下さい